

市役所（地区センター）窓口での国民健康保険資格喪失届のしかた

就職や扶養認定を受けたことにより職場の健康保険に加入した場合は、入間市の国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。お勤め先等からは市に連絡がないため、必ず手続きをするようお願いいたします。ご来庁が難しい場合は郵送でもお手続きできますので、詳細は裏面をご参照ください。

○ 必要書類

- ・ 資格取得日を確認できる 職場の資格確認書、資格情報のお知らせ、健康保険証、もしくはそれに代わる資格取得証明書（該当する方全員分）
- ・ 国民健康保険証または資格確認書（該当する方全員分）
- ・ マイナンバーが分かるもの（該当する方全員分および世帯主分）
- ・ 顔写真付公的本人確認書類（窓口に来られる方のみ）

※ ご同居されていても、住民票が別の世帯の方が手続きする場合は、委任状が必要となります。

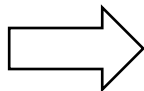
※ 国民健康保険税は月割で再計算し、納期の遠い期から順に減額となります。

※ 社会保険等に加入した日以降は、国民健康保険で医療機関を受診しないでください。

（詳細は下記参照）

国民健康保険の適用終了後の受診による医療費の返還について

- ・ 社会保険等へ加入した方
- ・ 入間市から転出した方



入間市の国民健康保険で受診した際は、医療機関へ申し出てください。

入間市の国民健康保険適用終了後、入間市の国民健康保険で医療機関等を受診していた場合、入間市が医療機関等へ負担した医療費総額の7割（又は8割）や高額療養費などを入間市に返納（お支払い）していただく必要があります。

返納した際は、受診日時点で加入していた健康保険に療養費の申請をすることで給付を受けることができます。

ただし、健康保険によっては、時効が定められている場合や、時効前であっても、診療内容によっては自己負担額が発生する可能性があります。詳細は、申請される健康保険組合へご確認ください。

入間市役所 国保医療課

〒358-8511 入間市豊岡一丁目16-1 電話 04-2964-1111

- ・ 脱退や課税に関してのお問い合わせは、国保資格・税担当（内線 1251～1254）
- ・ 適用終了後の受診による医療費の返還については、給付担当（内線 1231～1235）

郵送による国民健康保険資格喪失届のしかた

就職や扶養認定を受けたことにより職場の健康保険に加入した場合は、入間市の国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。郵送でも受け付けておりますので、必ず手続きをするようお願いいたします。

① 必要書類（コピー）

1. 資格取得日を確認できる

職場の資格確認書、資格情報のお知らせ、
または健康保険証（加入者全員分）

2. マイナンバーがわかるもの（通知カードの表面 または個人番号カードの裏面）（加入者全員分）

3. 写真付本人確認書類（運転免許証や個人番号カ ードの表面等）（世帯主のみ）

余白に下記を参考にして資格喪失の手続きを希望
する旨ご記入ください。

職場の資格確認書、
資格情報のお知らせ
または健康保険証
入間 太郎

マイナンバーが
わかるもの
入間 太郎

写真付
本人確認書類
入間 太郎

職場の健康保険に加入したので、国民健康保険の資格喪失
の手続きをしてください。

（世帯主） 入間 太郎
電話番号 090-0000-0000
（日中連絡がとれる電話番号）

職場の資格確認書、
資格情報のお知らせ
または健康保険証
入間 花子

マイナンバーが
わかるもの
入間 花子

② 必要書類（原本）

入間市の国民健康保険被保険者証または資格確認書
（職場の健康保険加入者全員分）

国民健康保険被保険者証
または
資格確認書
入間 太郎

国民健康保険被保険者証
または
資格確認書
入間 花子

①と②をお送りください。

（宛先）〒358-8511

入間市豊岡一丁目 16 番 1 号

入間市役所 国保医療課 国保資格・税担当 宛

※手続き終了後、保険税の精算により、納め過ぎの場合は変更通知書と還付通知を、不足の場合は変更通知書と不足額分の納付書を、手続きの翌月中旬頃にお送りいたします。

※国民年金の喪失手続きについて

国民年金は、厚生年金の加入と同時に切り替えとなりますので、市役所で手続きをする必要はありません。